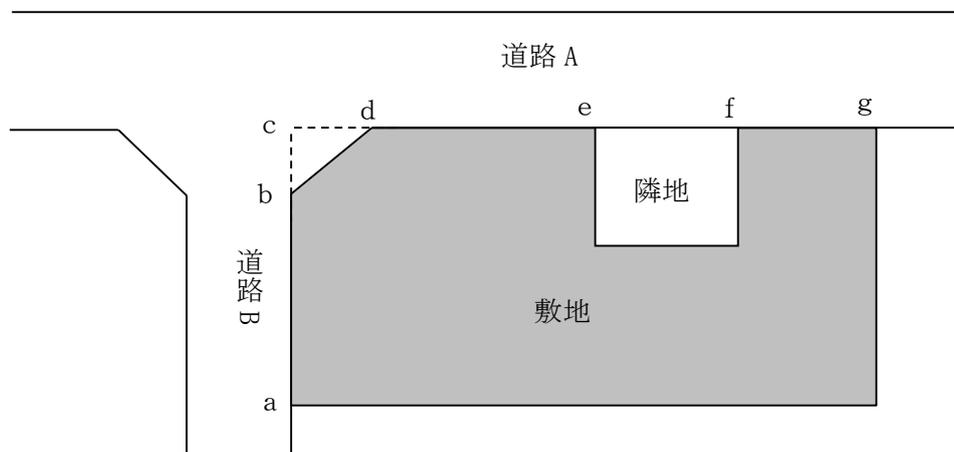


集団規定	建築物の各部分の高さ
	法第 56 条第 2 項、令第 130 条の 12 第 1 項第一号ロ

建築物の後退距離を算定するときの道路に面する長さの算定

下図のように、道路に面した一部に他の敷地がある（凹型敷地）場合、または、隅切りがある場合における「前面道路に面する長さ」は敷地がそれぞれの道路に接する長さの合計とする。



道路 A に接する長さ：(c～d 間の長さ) + (d～e 間の長さ) + (f～g 間の長さ)
 道路 B に接する長さ：(a～b 間の長さ) + (b～c 間の長さ)

技術的助言等	
参考資料等	